

第四十号議案

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
別表中「五三〇、〇〇〇円」を「五四五、〇〇〇円」に、「四三五、〇〇〇円」を「四四七、〇〇〇円」に、「二六、六〇〇円」を「二七、三〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都選挙管理委員及び東京都選挙管理委員補充員の報酬の額を改定する必要がある。